住みよい豊かな小田原市の建設に果たそう市民のつとめ

私たちが選ぶ"市長"

投票日は二月七日です

朝七時〜夕方六時

私たち市民の代表をきめる市長選挙が、二月七日（日）午前七時から午後六時まで市内三十五の投票所でいっせいに行なわれます。今回の市長選挙は、現市長の任期満了によるものであり、私たち市民にとつて身近なそして一番大切な選挙です。棄権は市政に参与する権利の放棄であり、明日からの自分の生活、ひいては小田原市今後の発展に大きな影響をおよぼします。

あくまでも義理や人情を排して住みよい豊かな小田原市の建設のために、自分の意志できめた立派な人を市長に選びましょう。

選挙だより

発行
小田原市選挙管理委員会
小田原市公明選挙運動推進委員会
小田原市幸1〜900
電話(22)1111番

印刷
株式会社 文進堂印刷

市長選挙の開票

2月8日
午前8時から
小田原市体育館

補充選挙人名簿の登録申請

1月27日 〜 30日の4日間

市の選挙管理委員会では昨年九月十五日現在でつくつた基本選挙人名簿からもれた方やその後新たに選挙権を得た方々のために、一月二十六日現在で補充選挙人名簿をつくりますので、次の方々は一月二十七日から三十日までに市の選挙管理委員会へ印かんと住所を証明できるお米の通帳などを持参の上申請してください。

受付時間は午前八時三十分から午後五時までです。

登録申請できる人

基本選挙人名簿からもれた方で

①昭和二十年一月二十七日までに生まれた方

②昭和三十九年十月二十六日以前から小田原市内に住んでいる方

これらの方々から届出がありますと市の選挙管理委員会では、一月三十一日までに補充選挙人名簿をつくり、翌二月一日の一日だけ同委員会や各支所でお見せいたしますので、届出をされた方はぜひご覧ください。もし名前などが違っていたときは、この日のうちに異議を申し出てください。

なお、この補充名簿の登録申請の期間中に基本選挙人名簿をお見せいたします。

お見せする時間は、いずれも午前八時三十分から午後五時までです。

市長選挙の日程

1月26日　補充選挙人名簿調製現在期日
1月27日　選挙期日告示、立候補届出開始、不在者投票開始、補充選挙人名簿登録申請受付開始
1月29日　個人演説会開始
1月30日　立候補届出最終日、補充選挙人名簿登録申請最終日
2月3日　補充選挙人名簿確定
2月4日　選挙立会人届出最終日
2月6日　不在者投票最終日、入場券配布完了
2月7日　投票日　午前7時から午後6時まで　投票場所35カ所
2月8日　開票　午前8時から小田原市体育館　当選人決定
2月18日　市長任期の起算

旅行中や字の書けない人でも投票ができます

選挙権があつても投票の当日やむを得ない用務のため旅行等で投票所へ行けない人には、不在者投票の制度があります。

また投票所へ行つても手が不自由のため、あるいは文盲で字が書けない人のために代理投票、目の見えない人のために点字投票などの制度があります。

ですから選挙権さえもつていれば大体投票できるようになつておりますので、どしどしこれらの制度を利用して、貴重な一票をむだにしないようにしましょう。

不在者投票

次のような場合で投票日にみずから投票所に行き投票できない方は、一月二十七日から二月六日までの間午前八時三十分から午後五時までに限り不在者投票ができますので、入場券、印かん、証明書（勤務先の長その他その不在者投票をする理由に該当する旨を証明できる人が作成したもの）を持つて市の選挙管理委員会においでください。

①船乗りで海に出かけたり役所や会社の仕事で出張する場合
②新婚旅行に行く場合
③旅行同好会が積立金で旅行する場合
④法事、看病等で市外に出かける場合
⑤会社（事業所）のレクリエーションで旅行する場合（家族も含まれます）
⑥商店会のくじに当たり、招待旅行に出かける場合
⑦農協、連合会等の企画で組合員が先進地に視察旅行する場合
⑧その他やむを得ない事情で市外に旅行したり、他の土地に滞在している場合
⑨県の選挙管理委員会が指定する病院に入院中の場合（※この場合は病院で投票できます。小田原市内の指定病院＝同愛会小沢病院、間中病院、小林病院、小田原市立病院、林病院、医療法人清照会国府津病院、財団法人積善会曾我病院、国立箱根療養所、大蔵省印刷局小田原病院）

なお、前記指定病院入院以外の方で疾病等で歩行が著しく困難な方は選挙管理委員会へご相談ください。

代理投票

手が不自由であつたり、文盲のため字が書けない方は、投票所でその旨を申し出れば、係員があなたの指名する候補者の氏名を投票用紙に書いてくれます。

係員が書いた候補者の氏名を他人にもらせば、係員は重い処罰を受けることになりますので、ご安心ください。

点字投票

目の見えない方は、投票所で係員にそのことを申し出てください。

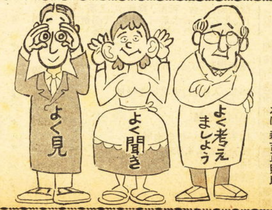

えは　森吉正照氏

市政を行なうのは、わたくしたちが自分で選挙した代表者です。立派な代表者を選びましょう。

公明選挙で伸びゆく市政

情実を排し立派な人を
生かそう貴重な一票

二月七日の選挙で選ばれる市長さんは、今後四年間にわたり、私たちの住んでいる小田原市を代表する人であり、市議会に議案を提出したり、市議会で議決された予算や条例を実行するほか、市の財産も管理します。

また国から委託された戸籍、厚生及び保健衛生その他市民生活に関係深い、いろいろな仕事をされる人です。

この意味あいからこんどの市長選挙は、市勢の発展や市民生活に大きな影響をおよぼすことはいうまでもありません。

従って、私たちを代表して市政を行なう人を選ぶ選挙であるので義理に負け、人情にひかれないで自分の信ずる候補者に大切な一票を投票いたしましょう。

どんな人が市長になってもかまわないという考えでは、市政は私たちの希望に反する方向に進んでしまうおそれがあります。

そこで私たちは、情実を排し、あくまでも公明選挙で立派な市長さんを選ぼうではありませんか。

それには一月二十七日から二月六日までの間に行なわれる立会、街頭、個人の各演説会で、候補者の市政に対する考え方をよく聞くと共に次のような禁止事項を知っておいて、これらのさそいにのらないよう十分注意することが大切です。

戸別訪問

選挙運動のための戸別訪問は、禁止されています。

戸別訪問は家庭だけでなく、会社、工場を訪れ個々面接することもいけないし各戸を訪問するつもりで一戸だけ訪ねてもやはり戸別訪問になります。

ところが電話を使って「〇〇さんに投票してください。」と各戸に電話することや、道路とかバス、電車などの乗物のなかで偶然に会った知人に投票を頼むことは違反になりません。

買収供応

選挙運動のために買収したり、ごちそうをしたり、されたりすること、候補者についてデマをとばしたり候補者や運動員、選挙人などをおどかしたりすることあるいは演説会などを妨害したり、選挙用のポスターを破いたりして選挙の自由をさまたげると処罰されます。

入場券をもって気軽に投票所へ

投票は極めて簡単です。おつとめの行き帰りや、野良へお出かけの途中にお寄りになってもよく、子供づれでおいでになっても結構です。

投票時間は、朝七時から夕方六時までですからこの時間内であなたの都合のよい時間に入場券を持って気軽に投票所へお出かけください。入場券にはあなたが投票する会場名が書いてあります。なお、入場券は、一月二十二日から二十八日ごろまでの間に市の職員が各有権者のお手もとにお届けします。もし届かなかった場合は補充選挙人名簿の申請期間中（一月三十日午後五時まで）市の選挙管理委員会（電話㉒〜一一一一番〜内線）にお問い合わせください。

また入場券をなくした方は、そのまま投票所へお出かけになり、受付の係員にその旨を申し出てください。

投票用紙の書き方

あなたが投票する一票は市政と家庭を結ぶ大切な一票です。

せっかくの投票が無効となってはなにもなりません。

ところで投票にあたって大切なあなたの一票を生かすためには、少なくとも次の点に十分ご注意ください。

①候補者の氏名は、投票用紙に一人だけ書くこと。二人以上書けば無効です

②候補者の氏名以外に○や×などの楽書を書けば無効です。

③字ははっきり書くこと。

選挙運動ができない人

裁判官、検察官、公安委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員、国家公務員、地方公務員、公社・公団の役職員及び教育者、未成年者（単純労務は認められる）、選挙犯罪により選挙権被選挙権がない者

公明選挙参加者の門標をかかげましょう

小田原市公明選挙運動推進委員会

公明虫

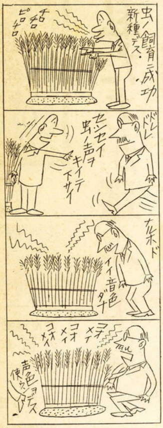

アヤタ・クニオ

エプロンで母も一票ひと走り

えは　森吉正照氏

投票所一覧表

投票区	投票所名	投票区域
第1投票区	城内小学校講堂	緑1,2,3,4丁目、新玉3,4丁目の一部
第2 〃	新玉 〃	新玉1,2,3,4丁目、緑2丁目の一部
第3 〃	宝安寺	万年1,2,3,4丁目、新玉1丁目の一部
第4 〃	小田原市体育館	幸1,2,3,4丁目、新玉3丁目及び十字3,4丁目の一部
第5 〃	文武館	十字1,2,3,4丁目
第6 〃	町田小学校教室	中島、町田、今井全地域
第7 〃	芦子 〃	荻窪、池上全地域
第8 〃	谷津公民館	谷津全地域
第9 〃	白山中学校講堂	井細田、多古、久野（川端、辻、宮下、坂下）の一部
第10 〃	螢田集会所	蓮正寺全地域
第11 〃	富水小学校教室	飯田岡、小台、新屋、柳新田、久所、府川、北之窪、清水新田、穴部、穴部新田（第9投票所の一部を除く全地域）
第12 〃	久野公民館	久野
第13 〃	小田原市役所 大窪支所	南板橋1,2丁目、板橋全地域
第14 〃	大窪農業協同組合 風祭作業所	風祭、入生田、水之尾全地域
第15 〃	小田原市役所 早川支所	早川全地域
第16 〃	山王小学校教室	山王原、網一色全地域
第17 〃	中央公民館 下府中分館	鴨宮1,2,3,4,5区、矢作、上・中・下新田
第18 〃	桜井小学校講堂	曽比、栢山
第19 〃	中央公民館 豊川分館	飯泉、成田、桑原
第20投票区	中央公民館 上府中分館	大友、永塚、高田、千代、別堀、延清
第21 〃	中央公民館 下曽我分館	曽我原、曽我岸、曽我谷津
第22 〃	曽我別所公民館	別所
第23 〃	小田原市役所 国府津支所	国府津無番地〜2927番地 田島1〜60番地
第24 〃	安楽院	国府津1082〜2823番地 田島77〜161番地
第25 〃	田島公民館	国府津2198〜2199番地 田島421〜1503番地
第26 〃	大見寺	酒匂5,6,7,8,10区
第27 〃	三宝寺	小八幡2,3,4,5,6,7,8区
第28 〃	石橋農業協同組合事務所	石橋
第29 〃	東米神農業協同組合事務所	米神
第30 〃	小田原市役所 片浦支所	根府川
第31 〃	江之浦農業協同組合事務所	江之浦
第32 〃	中央公民館 曽我分館	上曽我、曽我大沢、鬼柳、下大井
第33 〃	堀之内公民館	中曽根、堀之内、栢山（明治製菓社宅、市営柳町住宅）
第34 〃	下府中小学校教室	下堀、中里、酒匂11区
第35 〃	中央公民館 酒匂分館	酒匂1,2,3,4,9,12区、小八幡1区